

## 1 公共交通活性化の取り組み

### (1) バス等による地域公共交通の活性化

平成18年の改正道路運送法の施行以降、地域のニーズに応じたコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになった。これらの運送サービスの導入にあたっては、地方公共団体が主体的となって設置する地域公共交通会議等において「地域交通のあり方」を検討し運送の実施を協議しており、神戸運輸監理部では当該地域公共交通会議等に積極的に出席し、許認可等の相談のみならず生活交通路線の確保について地域の状況に即した施策・対処方法の助言を行った。

### (2) 地域公共交通確保維持改善事業（生活交通サバイバル戦略）

生活交通の存続が危機に瀕している地域等における地域最適な移動手段の提供や、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する施策である「地域公共交通確保維持改善事業（生活交通サバイバル戦略）」について、以下のとおり取り組んだ。

(ア) 各運輸局で実施する地域公共交通フォローアップ調査（直轄調査）については、神戸運輸監理部では「近畿圏の離島航路における災害時等の運航のあり方に関する調査」を実施した。この調査においては、沼島航路及び家島諸島航路の利用実態調査や離島住民の活動機会の把握・分析を行い、航路の役割と課題について整理するとともに、船舶故障時等や災害時等における適正な運航に向けた具体策をとりまとめた。

(イ) 離島航路整備法による補助航路である沼島航路について、平成26年度離島航路確保維持計画が、平成25年6月28日に沼島航路確保維持改善協議会により策定され、平成25年9月27日に国土交通大臣により認定された。

同協議会は書面開催も含め計3回開催され、平成25年度に実施した「沼島航路確保維持に向けた航路実態調査」で明らかになった沼島航路の利用実態や島民の意向なども踏まえ、航路の活性化と利便性向上等について協議した。

また、平成26年度の沼島航路に係る確保維持改善事業について、同協議会より自己評価結果の報告があったことを受けて、平成27年2月23日に学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会において二次評価を行った。

(ウ) バス等の取り組みにおいては、各自治体及び事業者に対する「地域間幹線系統」や「地域内フィーダー路線」の要件についての説明のみならず、38機関で開催された地域公共交通会議・地域公共交通確保維持改善協議会等（延べ84回開催）に出席し、地方バス路線等への支援制度の対応など踏み込んだ助言を行うとともに、兵庫県交通政策課とも連携をとり、きめ細かな情報を各自治体等へ展開した。

一方、「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」では、相談等を受けている自治体や事業者へ積極的に情報を展開し、的確な判断が出来るよう事業の推進を図った。